

自治基本条例課題別論点表

1 課題	条例の位置づけ（最高規範性）
2 概要	自治基本条例が市政の基本事項に関する市の最高規範であることを明らかにし、他の条例・規則等の制定改廃に当たっては、自治基本条例の趣旨を尊重し整合性を図らなければならないという規定
3 法的根拠	憲法第 94 条 地方自治法第 14 条 他
4 他自治体の状況等	最高規範の位置づけがある自治体とない自治体がある。 前文に含まれる自治体：三鷹市、海老名市など 条文に位置づけがある自治体：大和市、名張市、飯田市など 明確な表現のない自治体：熊谷市など 例）熊谷市自治基本条例 第 24 条 この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。
5 想定される論点	「最高規範」の意味はどう捉えればよいのか。 憲法第 98 条において定める憲法に反する法令等は効力を有しないと する意味と同義であるのか。 「最高規範性」があるとすれば、市の他の事務が司法の場で争われる 余地があるかどうか。 最高規範の条項の必要性。 最高規範である自治基本条例と住民投票。 最高規範である自治基本条例の改廃に関する議決方法。
6 関連資料	

憲法

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮^二、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。